1 お預かりできないもの

- (1) 現金、貴重品及び利用者が貴重品と判断されるもの
- (2)一時保管に関し特別な負担を要するもの
- (3)法令の規定または公序良俗に反するもの
- (4)火薬類その他の危険品、不潔な物品等、他の手荷物や施設等に損害を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 物品の性質が本サービスによる保管に適さないもの
- (6) 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの
- (7)手荷物の価格(1個)が10万円を超えるもの
- (8)その他当協会が一時保管に適さないと認められるもの

2 利用方法

- (1) 当協会は、お預かりする手荷物に対して、預かり証を発行します。
- (2) 当協会は、預入時に発行された預かり証の持参人に対してのみ、預かり証と引き換えに手荷物の引渡しを行います。
- (3) 当協会は、預かり証の持参人が正当な受取人か否かを確認する義務を負わず、これによる損害に対し、賠償の責任を負いません。※注:預かり証の紛失・盗用による場合も、当協会は責任を負いません。
- (4)預かり証を紛失した場合、引渡請求人が正当な受取人と認められ、保証を得た場合に限り手荷物を引き渡します。本人確認書類等を提示していただきます。

3 利用料金

1日1個1回につき1,000円(税込・現金のみ)とし手荷物を受け取る際に料金を収受し、収受した料金の返金は行いません。

4 利用時間

利用時間は預かり所営業時間内とします。営業時間外の預入及び引取はできません。

5 保管期間と引取のない場合の処置

- (1)保管期間は預入日当日の営業終了時間までとします。保管期間を超えた場合、当協会は保管の責を負いません。
- (2)保管期間後引取がない場合、所有権は放棄されたものとし、廃棄等の処置を取ります。
- (3) 手荷物の返却は現状で行い、期間を超えての保管、所定の処置により発生した費用は別途料金を請求します。
- (4)お預かりできないものに該当すると判明した場合、廃棄等の処置を取ります。

6 当協会による責任

保管中の紛失・滅却等が生じた場合、当協会は賠償責任を負います。ただし、当協会の責任に帰さない事由がある場合はこの限りではありません。

7 事故による責任

次の各号による場合、損害が生じても当協会は責任を負いません。

- (1) 天災事変等の不可抗力
- (2) 司法権の発動による押収や証拠品としての提出
- (3) 半券の紛失・盗用
- (4)経年劣化による破損
- (5)その他当協会の責任に帰さない場合

8 当協会による責任で生じた場合の損害賠償

当協会の責任により保管物が滅却した場合は、当該手荷物の価格(時価)を基準として手荷物1個につき10万円の範囲内で、賠償するものとします。

9 個人情報の取扱について

利用者から提供された個人情報は、手続きの目的以外には使用せず、引取完了後に廃棄します。